

平成 29 年 4 月 10 日

各位

株式会社大正銀行

「振込め詐欺等防止のための ATM 振込みの利用制限」について

大正銀行(本店：大阪府中央区 頭取：吉田雅昭)は、キャッシュカードでの ATM 振込みに関し、一部のお客さまについて下記の通り制限させていただくこととしましたので、お知らせします。

全国的に「振込め詐欺」等の特殊詐欺が多発する中、最近では『キャッシュカードでの ATM 振込みに不慣れなお客さま』を ATM コーナーに誘導し、預金を振込ませる「還付金詐欺」等が急増しています。今回の利用制限はこうした被害を防止し、お客さまの大切なご預金をお守りするための対応ですので、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま
70 歳以上のお客さまのうち、当行の ATM で過去 1 年間、キャッシュカードでの ATM 振込みのご利用がないお客さま。
《一部対象外となる場合がございますので、詳細は当行本支店窓口へお問合せください。》
2. 利用制限の内容
上記に該当するお客さまのキャッシュカードでの振込機能を停止させていただきます。
(1)キャッシュカードでの ATM 振込みができなくなります。
(2)キャッシュカードによるお預入れやお引出しは、従来通りご利用いただけます。
3. 利用制限実施日
平成 29 年 5 月 8 日 (月) より
4. その他
該当したお客さまが窓口でのお振込みに変更された場合、振込手数料を ATM 振込手数料と同額といたします。また、キャッシュカードでの ATM 振込みのご利用を希望される場合、当行本支店へお申し出いただければ、ATM 振込みをご利用可能に変更できます。
5. 本件に関するお問合せ
お取引店、又は当行本支店へお問合せください。

以上